

# 法人事業税等の分割基準

	事業	分割基準
法人事業税	製造業	従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	非製造業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業者の数
	保険業	
	小売電気事業	課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	電気供給業 送配電事業	
	発電事業	
	ガス供給業	事務所等の固定資産の価額
	倉庫業	
鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数	
法人住民税 (法人税割)	/	従業者の数